

尾 道 市 立 学 校
給 食 調 理 等 委 託 業 務

募 集 要 項

令和7年8月

尾道市教育委員会

第1 目的

この募集要項は、尾道市立学校給食調理等業務（以下「委託業務」という。）に係る事業者募集について、必要な事項を定めるものである。

第2 事業概要

1 事業名称

（仮称）尾道地区学校給食センター給食調理等委託業務

2 事業対象施設

【給食調理施設】（仮称）尾道地区学校給食センター（所在地 尾道市高須町）

【配送・配膳予定校】

配送・配膳予定校（案）の詳細については、9月初旬に事業者へ提供予定。ただし、令和7年9月議会での議決を受けるまでは事業者へ提供する配送・配膳予定校は案であり、9月議会閉会日（議決日）を経て正式決定となるため、情報の取扱いには十分留意すること。

3 業務内容

別紙「（仮称）尾道地区学校給食センター給食調理等委託業務実施要領、学校給食調理等委託業務仕様書」のとおり

4 委託期間

令和8年2月1日から令和11年3月31日まで（3年2ヶ月間）

第3 応募の条件

1 応募資格

（1）応募事業者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 法人格を有し、「（仮称）尾道地区学校給食センター給食調理等委託業務実施要領、学校給食調理等委託業務仕様書」の業務内容を確実に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ② 学校給食調理業務又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を2年以上有し、かつ、現在も継続して業務を実施していること。
- ③ 市と受託者との連携・調整・協議等が速やかに行えるよう、広島県内に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを本委託業務開始までに有していること。

- ④ 本市の物品購入・委託業務等指名業者入札参加者で、契約の種類表「その他業務」のうち、「給食調理」の登録を受けていること。
- ⑤ 製造物責任（PL）法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険及び施設損害責任保険に加入していること。
- ⑥ 受託にあたり、尾道市内に居住する者を優先的に採用すること。
- ⑦ ①～⑥までの要件を満たし、委託業務契約を継続できる事業者を履行保証人にできること。

（2）次のいずれかに該当する者は、応募事業者となることができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 国、公社・公団及び尾道市を含む地方公共団体において、指名停止期間中である者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ④ 国税及び地方税（消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税等）を滞納している者
- ⑤ 過去3年以内に、学校給食調理業務又は大量施設調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止・禁止処分を受けた者
- ⑥ 食品衛生法第54条から第56条までの規定により営業許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- ⑦ 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号又は第3号に該当する者

2 応募に関する留意事項

（1）募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第2号）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものと見なす。

（2）費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

（3）著作権

採用した提案書等の著作権は市に帰属する。ただし、不採用となった提案書等の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。

（4）応募の無効について

応募事業者のうち、次のいずれかに該当する場合は、応募は無効とする。

- ① 提出期限までに提案書の提出が無かった場合
- ② 虚偽の内容が記載されている場合

③ 一つの応募事業者が複数の提案を行った場合

④ 審査の公平に影響を与える行為があった場合

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、内容変更できないものとし、採用・不採用にかかわらず返却しない。

(6) 提出書類の公開

提出された提案書等は、応募事業者の了解を得た上で、公開することがある。

(7) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本市の了解なく公表又は使用することを禁止する。

(8) 応募辞退

応募を辞退する場合は、参加辞退届（様式第12号）を提出すること。なお、一旦応募を辞退した者は、再度の応募はできない。

第4 応募スケジュール

No	スケジュール項目	予定日程
1	募集要項等のホームページ掲示	令和7年8月22日(金)～9月3日(水)
2	募集要項等に関する質問の受付	令和7年8月25日(月)～9月3日(水)
3	募集要項等に関する質問の回答	令和7年9月5日(金) 予定
4	参加表明書（兼応募資格審査申請書）の受付	令和7年9月16日(火)～9月22日(月)
5	提案書等の受付	令和7年9月16日(火)～9月22日(月)
6	資格審査	令和7年9月下旬
7	提案書の内容聴取等	令和7年9月下旬～10月初旬(予定)
8	審査結果通知	令和7年10月初旬(予定)
9	委託事業者の決定	令和7年10月初旬(予定)

※ 受付時間は、8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）とする。

1 募集要項等

募集要項（本書）等の資料は、尾道市のホームページ上で公開する。

(1) 公開資料関係

① 募集要項

② 実施要領

③ 仕様書

④ 応募様式集

⑤ 参考資料（施設配置図、施設平面図、調理設備等器具一覧）

2 募集要項等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメール又はFAXにて提出すること。

Eメールアドレス ky-shomu@city.onomichi.hiroshima.jp

FAX番号 0848-37-4759

(2) 受付期間

令和7年8月25日(月)～9月3日(水) 17時15分 厳守

(3) 質問及び回答

募集要項等に関する質問及び回答は、Eメールで行う。なお、電話及び口頭等の個別対応はしない。

令和7年9月5日(金) × 配信(予定)

3 参加表明書（兼応募資格審査申請書）及び提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年9月16日（火）～9月22日（月） 17時15分 厳守

(2) 提出先

尾道市教育委員会 庶務課 学校給食係 広島県尾道市久保一丁目15番1号

(3) 提出方法

郵送又は直接持参すること。

(4) 提出書類

- | | | |
|---|-------------------|-----------|
| ① | 参加表明書（兼応募資格審査申請書） | 様式第2号 |
| | 応募資格要件確認誓約書 | 様式第2-1号 |
| ② | 審査に係る提案書類提出書 | 様式第3号 |
| | 提案書 | 様式第4号～第9号 |
| ③ | 委託業務実績書 | 様式第10号 |
| ④ | 見積書 | 様式第11号 |
| | 見積内訳書 | 様式第11-1号 |

◆ 参加表明書（兼応募資格審査申請書）に関する書類

- | | |
|------------------------------|-------|
| ① 参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第 2 号） | 1 部 |
| ② 応募資格要件確認誓約書（様式第 2－1 号） | 1 部 |
| ③ ①に記載する添付書類 | 各 1 部 |

◆ 提案書に関する書類

○ 提案書等（様式第3号～第11-1号）

正本1部、副本8部（コピー可）

《提出にあたっての留意事項》

A4版縦型、横書き、左綴じとする。（A3版折込みも可）

※ 無効（失格）となる提案書

- ・提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

◆ 見積書及び見積内訳書（様式第11号、第11-1号）

- ・見積額は次の金額の範囲内であること。

令和7年度～令和10年度 480,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

ただし、令和7年度は、主には稼働準備業務であるが、費用については、令和8年4月以降の1年間の毎月の請求のなかに含めて、支払うこととする。

- ・見積書には、見積内訳書（様式第11-1号）を添付すること。

4 資格審査

市は、応募資格の確認審査を参加表明書（兼応募資格審査申請書）等により実施し、資格不備の場合は失格とする。

5 提案書の内容聴取等

資格審査を経た応募事業者を対象に、内容聴取等（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。

（1）実施日時

令和7年9月下旬 ～10月上旬（予定） 詳細については別途通知する。

（2）審査場所

別途通知

（3）実施時間

30分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）

（4）出席者

3名以内

（5）準備物

パソコン等を使用する場合は、各自で準備すること。（プロジェクター、スクリーンは、市で準備する。）

（6）内容聴取等の順番

参加表明書の受付順とする。なお、辞退者が出た場合は、順次繰り上げるものとする。

第5 提案書等の審査方法

1 選定委員会の設置

尾道市立学校給食調理等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、最優秀提案等の選定審査を実施する。

2 審査の方法

- (1) プロポーザル方式により選定する。
- (2) 選定委員会は、資格審査を経た応募事業者を対象に、書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、委託事業者選定基準（資料1）に基づいた採点により、得点の最も高い応募事業者を優先交渉権者として選定する。ただし、選定基準の各評価項目の得点に選定委員会が定める得点を下回る項目がある場合は、当該応募者を交渉権者から除外する。
- (3) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約する。
- (4) 審査の結果、適切な事業者がいなるときは、「適切事業者なし」とし、再募集する場合がある。

第6 契約の締結

契約手続きについては、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）による。

契約内容は、事業者と協議の上決定するものとする。（提案内容を変更することがある。）

第7 その他

- (1) 受託事業者は、委託業務を処理するため職員を雇用する場合には、尾道市で雇用している会計年度任用職員の現在の処遇を下回らないよう努めること。
- (2) 選考結果等についての不服及び異議申立ては認めない。
- (3) 業務履行の開始前に必要な準備は、委託事業者の費用負担により行うこと。

◆ 問合せ先 尾道市教育委員会事務局 庶務課 学校給食係
〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号
尾道市教育会館2階
TEL：0848-20-7463
FAX：0848-37-4759
E-mail：ky-shomu@city.onomichi.hiroshima.jp